

【介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税)要介護認定】

サービス内容	単位数	10割	1割金額	2割金額	3割金額	サービス提供時間	基本単位
訪問看護 I-1・時間内	313	3,568円	357円	714円	1,071円	1回につき 20分未満	313単位
訪問看護 I-1・夜	391	4,457円	446円	892円	1,338円		
訪問看護 I-1・深	470	5,358円	536円	1,072円	1,608円		
訪問看護 I-2・時間内	470	5,358円	536円	1,072円	1,608円	1回につき 30分未満	470単位
訪問看護 I-2・夜	588	6,703円	671円	1,341円	2,011円		
訪問看護 I-2・深	705	8,037円	804円	1,608円	2,412円		
訪問看護 I-3・時間内	821	9,359円	936円	1,872円	2,808円	1回につき 30分以上 1時間未満	821単位
訪問看護 I-3・夜	1,026	11,696円	1,170円	2,340円	3,509円		
訪問看護 I-3・深	1,232	14,044円	1,405円	2,809円	4,214円		
訪問看護 I-4・時間内	1,125	12,825円	1,283円	2,565円	3,848円	1回につき 1時間以上 1時間30分未満	1,125単位
訪問看護 I-4・夜	1,406	16,028円	1,603円	3,206円	4,809円		
訪問看護 I-4・深	1,688	19,243円	1,925円	3,849円	5,773円		
訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	293	3,340円	334円	668円	1,002円	※リハビリ 20分	293単位
訪問看護 I-5(PT・OT・ST)	586	6,680円	668円	1,336円	2,004円	リハビリ 40分 293単位×2	
訪問看護 I-5・2超(PT・OT・ST)	792	9,028円	903円	1,806円	2,709円	リハビリ 60分 264単位×3	264単位
特別管理加算 I (1か月につき1回)	500	5,700円	570円	1,140円	1,710円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。	
特別管理加算 II (1か月につき1回)	250	2,850円	285円	570円	855円	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること。	
複数名訪問看護加算 I (30分未満)	254	2,895円	290円	579円	868円	1回につき複数名の看護師が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
(30分以上)	402	4,582円	459円	917円	1,374円		
複数名訪問看護加算 II (30分未満)	201	2,291円	229円	458円	687円	1回につき看護師等と看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定。	
(30分以上)	317	3,613円	361円	722円	1,083円		
長時間訪問看護加算	300	3,420円	342円	684円	1,026円	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算	300	3,420円	342円	684円	1,026円	新規に訪問看護を提供した場合	
退院時共同指導加算	600	6,840円	684円	1,368円	2,052円	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合	
* 緊急時訪問看護加算	574	6,543円	654円	1,308円	1,962円	1か月につき1回算定。	
* ターミナルケア加算	2,000	22,800円	2,280円	4,560円	6,840円	死亡月につき1回算定。	

*PT...理学療法士、OT...作業療法士、ST...言語聴覚士 リハビリは上限は週120分迄。 令和3年4月1日施行

*緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、夜・朝、深夜加算は24時間連絡体制にあるステーションが算定することができます。

※緊急時訪問看護加算・特別管理加算 I・II は区分支給限度基準額の算定対象外。

※夜間・早朝 25%増し 深夜 50%増し (基本単位数に加算、小数点以下四捨五入)

《利用料金負担額の計算方法》

介護保険によるサービス利用料金 単位数 × 11.40 (1 級地単価) ... A (小数点以下切り下げ)

・ A - (A × 90%) = 利用者負担額 (1割)

・ A - (A × 80%) = 利用者負担額 (2割)

*夜間・早朝

午前6時～午前8時まで、または午後6時から午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%加算されます。

【運営基準に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。 自動車を使用した場合の交通費は通常の事業実施地域を越えてから片道概ね10km以上につき1,000円を徴収いたします。

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料金(税込み)】

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間まで実費8,000円。 2時間目以降は要相談。
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで20,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。

キャンセル料	・サービス利用日の前日まで 無料 ・サービス利用日の当日 利用者負担2,000円 *サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用者様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要です。 緊急連絡 TEL 03-6904-5146
--------	--